

『海外の刑事政策のいま』

第156回国際高官セミナー  
「被害者保護と修復的司法の取組み」  
における海外客員専門家の  
講義内容について

三 尾 有加子

第1 はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）は、国際連合と日本政府間の協定に基づいて昭和37年（1962年）に設立された各国の刑事司法実務家を対象とする国際研修及びセミナーの開催、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する調査研究を目的とする研修所である。

アジ研の国際研修及びセミナーにおいては、参加者による発表を通じ、研修テーマに関連して参加各国が抱える問題点を共有した上で、海外からの客員専門家、国内からの専門家及びアジ研教官による講義や、関連する刑事司法施設の見学等を実施し、さらに、グループワークでの討論により、各参加者が、それまでのプログラムから得られた知見や情報を探めたベストプラクティスを模索するという構成を取っている。

本号で紹介させていただくのは、平成26年1月15日（水）から2月14日（金）までの間に、「被害者保護と修復的司法の取組み」を主要テーマとして実施した国際高官セミナーである。同セミナーには、海外参加者6か国8名（コースカウンセラー1名を含む。）と国内参加者7名の合計15名が参加し、海外から3名の客員専門家、国内から5名の専門家を招いて講義をいただいた。今回は、このうち、海外客員専門家の講義概略を紹介させていただくことにより、国際的な被害者保護及び修復的

司法の取組みの一端について知っていただければ幸いである。

## 第2 セミナーの趣旨及び目的

1 犯罪被害者は、前世紀の半ば頃まで、一部の例外を除いて、その権利利益の保護及び法的地位の強化に特別の配慮がなされることが少なかった。しかしながら、その後、国際的に、犯罪被害者保護の必要性が共通認識として形成されるに至り、1960年代以降、犯罪被害者に対する施策の発展が見られた。そして、国連では、1985年にミラノで開催された第7回コンгресス、「犯罪及び権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言」を決議し、同宣言は同年11月29日国連総会において採択された。同宣言は、被害者関係における最も基本的な国連文書であり、犯罪被害者は、その尊厳に対し、同情と尊敬の念をもって扱われなければならないとの考え方の下に、犯罪被害者について、司法へのアクセス及び公正な取扱いがなされねばならないこと、犯罪者による公正な被害弁償が実現されねばならないこと、犯罪者により十分な弁償がなされない場合、国家は被害を補償するよう努力すべきこと、肉体的、精神的、社会的な被害者援助が充実されねばならないことなどを定めている。また、国連の経済社会理事会は、1990年決議（1990/22）の前文において、上記宣言に効果を与え、各国の現状とニーズに合わせるために、継続的な努力をすべき必要性を認識したほか、専門家会議を組織し、同専門家会議は、1999年、「被害者のための正義に関するハンドブック」及び「政策決定者のためのガイド」を策定した。

2 このような被害者運動の高揚が見られ始めた時期と前後して、現行刑事司法制度の抱える種々の課題について新しい角度から対応すべく、修復的司法アプローチが登場した。

修復的司法の考え方は、近代刑事司法制度成立以前から存在したが、1974年にカナダで被害者・加害者和解プログラムが実験的に開始されたことによって再燃したとされ、その後、アメリカ合衆国、欧州、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ等の諸国に修復的司

法アプローチの実践が拡大し、多くの被害者・加害者和解プログラム（VORP）などのプログラムが実施されるに到了った。

これらの状況の下、2000年4月にウイーンで開催された第10回犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議で採択された「犯罪と司法に関するウイーン宣言」においては、「犯罪被害者を支援する行動計画、すなわち調停及び修復的司法のための仕組みを導入することを決議し、被害者、犯罪者、地域社会及びその他のすべての関係者の権利、必要性、利益を尊重する、修復的司法に基づく政策、手続、そしてプログラムを開発することを奨励する」としている。これを受けて国連犯罪防止刑事司法委員会のワーキンググループが、2002年、国連としての修復的司法に関する基準である「刑事事件における修復的司法プログラムの使用についての基本原則」（以下、「国連基本原則」という。）を策定し、2006年には、「修復的司法プログラムに関する手引書」が公刊された。

この国連基本原則によれば、「修復的司法計画」とは、修復的過程を利用し、修復的成果を達成しようとする一切の計画を意味し（1項）、「修復的過程」とは、被害者及び犯罪者並びに場合によっては犯罪による影響を受けたそのほかの個人及び地域社会の成員が、一般的には進行役の助けを借りて、犯罪によって起る事態の解決に能動的に参加する一切の過程を意味すること（2項）、「修復的成果」とは、修復的過程の結果として到達した合意を意味すると定められている（3項）。また、国連基本原則では、6項以下で、修復的司法の使用、実施等における様々な原則が定められている。

3 このように、被害者保護及び修復的司法に基づくプログラムの充実は、被害者対策に関する国際的潮流であるが、アジア、アフリカ、中南米地域の大多数の諸国においては、被害者保護及び修復的司法に関する制度がまだ十分でない場合が見られ、これから対応が求められている状況にある。

そこでアジ研では、修復的司法アプローチを含む刑事司法過程にお

ける被害者対策を拡充するための方策を検討することを目的として、このセミナーを実施することとした。

### 第3 海外専門家講義の概略

#### 1 ベティ・パン・モーイン氏

香港警察警視正 刑事部刑事関係支援部門次長

##### (1) 香港における被害者保護に関する法律制度、施策等

被害者が抱える問題点に対応するため、香港においては様々な被害者保護・支援に関わる法制度がある。以下にその一部を挙げる。

###### ア 証人保護制度

自分自身及びその家族、親族の生命の危機を感じている証人などに対する保護措置を定める制度である。この制度を利用する場合、証人と警察官は、覚え書きに署名し、条件について合意する必要がある。保護措置の内容は、事件の重大性と証人に対する危機のレベルに応じて行われ、たとえば、職場への送迎、一時的な転居、警備員の提供、身分の変更などの措置が取られる。このようなプログラムを実施するため、香港警察では証人保護ユニットを設けており、このユニットにおいて実際のプログラム運用を行っている。

また、被害者が弱者の立場にある事件（児童虐待、性犯罪等）に対する保護措置も規定されている。これらの事件は、その他の事件に比べて、裁判所での審理が早期に行われるよう配慮される他、法廷内の録音録画及び描画が禁止され、公判リストについても、たとえば、子供が被害者の場合、被害者の名前をリストに載せないことや、被告人の名前を明らかにすることによって、被害者も特定されるような場合（著名人である場合等）、被告人の名前をイニシャルにするというような特別な配慮がなされている。

###### イ 犯罪歴確認制度

児童や精神的弱者を性虐待から守るために制度である。保育

園、幼稚園、精神障害者施設など、児童及び精神的弱者に関する事業の事業主は、新規に従業員を雇用する際、その従業員本人に、警察において、性犯罪の犯罪歴についての確認を行わせ、その結果を事業主に報告させることができるというものであり、昨年1年間で約4万4000件の申請がなされた。

###### ウ 中央家庭内暴力データベース

2005年に香港警察において作られた、家庭内暴力、児童虐待、高齢者虐待、事故、自殺者、行方不明者などに関するデータベースである。家庭内暴力捜査担当者は、その担当する家庭内暴力事件に関し、過去のケースを検索して事前情報を得ることにより、保護措置などの必要なアクション、適切な捜査チームの選定、構築ができる。また同システムには、自動警告機能があり、捜査中の家族に関し、かつて同様の家庭内暴力事件があった等の場合、システムから捜査担当者に対して警告が送られる。これにより最も適切で迅速な措置をとることができる。

##### (2) 多機関によるアプローチ

このように、香港においては、被害者保護・支援のための法制度が設けられ、警察内においても取組みを行っているが、警察のみでの対応には限界があり、社会福祉局を中心とする他の部局との連携が不可欠である。そしてこのような多機関による効率的連携のため、児童虐待、家庭内暴力、高齢者虐待、性犯罪についての、多機関協力に関する手続ガイドラインが制定されており、常に更新されている。以下では、この手続ガイドラインに則り、実際に運用されている多機関アプローチを紹介する。

###### ア 委員会とワーキンググループ

被害者保護・支援のための多機関協力体制として、1つの委員会と2つのワーキンググループがある。暴力対策委員会、高齢者虐待、児童虐待に関するそれぞれのワーキンググループである。その目的は、他機関と協力することにより効率で効果的な被害者

保護・支援を提供することであり、それぞれのグループには、警察官、法務省関係者、ソーシャルワーカー、学者、医者などが参加している。

これらグループでは、隨時、政府に対する提言をまとめており、これに対応する施策ができると、主幹部署がプロトコルを作成してその他機関がこれに従うという方法を取っている。

#### イ 効率的な連携のためのメカニズム

警察と関係機関との連携を効率的なものにするため、警察と社会福祉局を結ぶ24時間電話ホットラインが整備されている。これは、支援を求める被害者への対応を、早期に適切な部署が行うためのシステムであり、一般的な被害者の保護、支援も行うが、家庭内暴力についての対応が多くなっている。

被害者からの通報を受けた警察官が、社会福祉局等の支援が必要であると判断した場合には、このホットラインを通じて、速やかにその被害者への対応を社会福祉局に依頼し、社会福祉局において、被害者に対し、一時的な住居及び緊急避難場所の提供、精神的支援などを行う。そして、警察が社会福祉局にこのような依頼をした場合には、警察において、この被害者が実際のサービスを受けたか否かを、1ヶ月以内に調査することとしている。被害者が、被害者支援サービスに納得しているか否かを確認するとともに、アフターケアにもつなげるためである。

#### ウ 児童保護特別捜査チーム

重大な児童虐待のケースについて、特別な訓練を受けた警察官と社会福祉士及び心理学者が、チームを形成して共同捜査を行うというものである。その目的は、被害児童に、専門的で迅速なサービスを提供し、そのトラウマとストレスを取りのぞきつつ、効果的な捜査を行うことである。特に、児童虐待の捜査については、一面的な視点ではなく、包括的な視点が必要であることから、心理学者なども含めて一つのチームを形成するのである。被害児

童の事情聴取に関しては、このチームのメンバーが集まって行うが、原則として一度しか行うことができず、もし、再度の取調べが必要である場合には、法務省の許可を得なければならない。これは、被害児童が何度も事情聴取を受けることにより苦痛を受けるのを防ぐためであると同時に、法務省が捜査の一部をコントロールすることによって、当該事案につき、有罪立証のため十分な証拠があるかどうかについて、警察に対してアドバイスができるという利点も有している。そして、この事情聴取の録画ビデオは、公判において証拠として使用することができるが、公判においてもさらに証言が必要であれば、裁判所内のビデオリンクシステムを使用することができる。証言を行う被害児童は、裁判所内の別室で、保護者とともに座り、弁護士からの尋問を受けることとなる。しかし、この弁護士からの尋問は、ビデオによる証言内容をより明確にするための質問に限られ、内容はかなり制限される。

そして、このチームを上手く機能させるために、警察本部内に置かれた特別ユニットが、社会福祉局と協力し、6ヶ月に一度、捜査官らに対する合同トレーニングを行っている。この研修に含まれるのは児童心理学、性犯罪者の思考パターン、子供の事情聴取の仕方、被害者のマネジメントなどである。

#### エ 多機関による事件会議

この会議は、児童虐待、家庭内暴力、高齢者虐待の個別の事件に関し、当該事件の複雑性及び必要とされる被害者保護・福祉サービスの内容等により、担当警察官が必要と判断した際に、招集、組織される会議である。その第一の目的は、加害者の起訴・処罰ではなく、被害者や加害者の家族に対して適切な福祉と保護を与えることである。この会議に参加する者は、被害者、被害者の保護者などの関係者のほか、警察官、社会福祉局、心理学者、教育関係者及び雇用局などの専門家である。会議においては、参

加する専門家らが、再犯リスクを評価し、被害者及び加害者に対し、どのようなケアが必要について検討する。

ところで、特に、家庭内暴力の被害者の中には、福祉サービスは受けたいが、警察には関わってほしくないと考える人が多くいる。これらの人々は、警察は、加害者を逮捕し処罰することが仕事であり、十分なコミュニティサービスができないと考えているのである。この場合、警察官は、会議前に、被害者側、加害者側及びその関係者などに面接し、法的手続きや被害者の権利などについて説明・助言をした上で、会議自体には参加しないこともある。その方が、被害者がリラックスでき、良い結果につながることがあるからである。

#### オ ワンストップサービス

性犯罪被害者に関しては、捜査官による事情聴取と医師による診察・医療を同時に行うためのワンストップサービスが行われている。これには、捜査官や限られた関係者のみがその所在を知る特別の施設が利用されており、被害者にとって快適な環境が整備されている。被害者は、一度、この施設において事情聴取及び診察・医療を受ければ、複数回にわたり事情聴取を受けたり、事情聴取とは別に病院に通ったりする必要がなくなるのである。また、一般の病院内に、事情聴取のための特別室が設けられることもあり、これもワンストップサービスの一つである。このようなワンストップサービスでは、医療行為も行われており、性病、妊娠の検査も無料である。さらに、捜査終了後における、長期にわたる精神的ケアや転居についての検討、支援などについても、ひとつつのサービスで受けられるよう整備されている。

#### カ 後見人委員会

後見人委員会は、18歳以上の成人で、判断能力がない人（高齢者を含む）の保護を目的とし、行政長官の指名により選出された、法律家、医療関係者、社会福祉局職員など9名で構成される委員

会である。この委員会の委員長は司法関係者とされ、9人の委員うち3人は、これまでに判断能力のない人と対応した経験のある人が選ばれることとなっている。

この実際の運用であるが、たとえば、虐待等の事件を担当した警察官が、その被害者に判断能力がなく、後見人が必要だと判断した場合に、社会福祉局にこの被害者を委託し、社会福祉局において、後見人委員会招集の手続きを取る。招集された後見人委員会は、それまでに行われた被害者のケアの質を評価し、必要であれば、金銭的、医療的な支援を行う。また、ネグレクトの防止、紛争解決、住居、財産分与、遺言等についても後見人委員会で検討されることがある。さらに、対象者にすでに後見人がある場合でも、委員会が現在の後見人の状況を確認・評価した上で、別の人を推薦することもある。

#### 2 ブライアン・スティールズ博士

修復的司法のためのアジア太平洋フォーラム代表  
カーティン大学先住民研究センター上席主任研究員

##### (1) 修復的司法についての概略及びそのプロセスについて

修復的司法とは、被害者、家族及び社会に行われた害を理解することであり、犯罪によって加えられた痛みに焦点を当てたものである。そして、加害者に対し、治癒、再統合のための解決策を模索する機会を付与することによって、自分の行為の責任を負わせ、これによって犯罪を予防するアプローチである。ここでは、被害者が、プロセスに安心感を持って参画し、一方で、権限を与えられていると感じることが重要である。従来の刑事司法制度においては、被害者は単なる証拠資料であり、自身の話を涙とともに伝える人間として扱われてこなかったが、被害者は、自らが、証拠資料ではなく、治癒的プロセスに能動的主体として含まれていることを認識することにより、精神的安定を得られるのである。

これらのことから、修復的司法アプローチの共通モデルとして、

以下の3つのサークルによることが考えられている。1つめのサークルは加害者と加害者の家族、近親者のサークル、2つめのサークルは被害者側のサークル、そして最後のサークルは被害者及び加害者双方が集まるサークルである。

これらのプロセスは、加害者が有罪の答弁または事実を否認しないときに、関係者の協力の下で行われる。このプロセスには、加害者、被害者ともに、安心して話せる場所を提供すべきであり、トレーニングモジュールがあればさらに便利であろう。また、方法やファシリテーターも当事者が選ぶことができるようすべきである。ここで重要なことは、修復的司法とは、自主的に行われなければならぬということであり、加害者に対して参加を強制したり、被害者に対して許しを強要することあってはならない。また、最終的には、加害者が責任を取るべきであることを忘れてはならず、被害者とその家族のニーズを満たすことも重要である。何よりも、全ての当事者が、正当なプロセスを経た上で、支援を受ける必要がある。そして、報復ではなく、公正、正義を求めるのがゴールである。

なお、西側諸国のアプローチの中には、修復的司法は、少年事件や軽犯罪事件のみに適用可能ではないかという考え方がある。しかし、成年者が起こした事件や、重大犯罪の被害者にも修復的司法プロセスに参加できる権利があるべきであり、このプロセスは、全ての犯罪につき、年齢に制限なく適用できるものと考えている。

## (2) 世界において行われてきた修復的司法的プロセスについて

修復的司法という言葉が定着する前から、様々な国で修復的司法が行われてきたことはよく知られた事実である。オーストラリア先住民における修復的司法のアプローチ、日本の示談に関する制度や、保護司制度、スコットランドのグラスゴーにおける保護観察官や、インドのパンチャヤット（村民による集まり）などもその一環であると考えることができる。

## (3) 修復的司法を導入した新しい刑務所について

修復的司法的考え方を導入した刑務所についての新しい研究が続いている。これは、加害者に、自身の犯罪によって、その直接の被害者が被った害のみならず、自分自身が被った害、家族が被った害、社会が被った害、地球環境が被った害ということを考えさせるというものであり、汎用的に使われる枠組みである。この研究には、受刑者が研究対象者としてではなく、研究の主体として参加し、他者への害について学ぶのである。この修復的司法刑務所の重要な考え方は、受刑者が、社会の一員として、環境に対する責任をも学ぶということである。この刑務所は学びの場であり、リサーチや実践の場でもある。そこでは、受刑者が、犯罪者として烙印を押された者ではなく、主体的な研究者として学ぶことにより、自分の価値に気づき、変わることが可能であると考えられている。

### 3 ゲルド・キリヒホップ博士

常磐大学国際被害者学研究所教授

#### (1) 1985年国連宣言について（宣言内容の詳細については省略）

従来の刑事司法手続において、被害者にはほんの小さな役割（領域）しか残されていない。刑事司法は国家（検察）と犯罪者の人権とが対立する縦割り構造の中で発展してきたものであり、そこに被害者の入り込む余地はほとんどないといつても過言ではないのである。しかし、そうであっても、刑事司法制度において、被害者に対する保護と配慮は必要不可欠である。被害者は、犯罪によって被害を受けたのであり、刑事司法制度によりそれ以上に苦しめられてはならない。それはつまり、いかに二次被害を防ぐかが、刑事司法制度の中での被害者問題を考える上で、最も重要なことである。

それゆえに、1985年国連宣言の中心的メッセージは、二次被害の予防なのである。ここでは、被害者は、その尊厳に対し、同情と尊敬の念をもって扱われなければならないとされ、司法へのアクセス、被害者に対する適切な情報開示、迅速な被害回復などについて

も規定されている。これらの規定は、加盟国への法的拘束力を有していないが、非常に強い道徳的な義務を課したものである。今、ここUNAFEI（アジ研）のセミナーにおいて、1985年の基本宣言が議論されていること自体が、この基本宣言の影響の大きさを示しているといえるであろう。また、1999年には、同基本宣言に関連して、「被害者のための正義に関するハンドブック」及び「政策決定者のためのガイド」が制定された。これは、この基本宣言が抽象的な内容であることから、実際の運用についての実践的なコメントが必要とされたからである。

#### (2) 新しいハンドブック

そして、先月（2013年12月）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の作業部会において、前記国連宣言に関連する最新のハンドブックが起草された。このハンドブックには、犯罪被害者が苦しめられるクライシスやトラウマなどについての説明がなされ、また、犯罪被害によるその他の影響、裕福な国における公式の刑事司法手続きと被害者の権利、被害者サービスプログラムの台頭、プログラムの設立・維持・拡大について、被害者の援助を担当する専門家やそのグループ、提供される治療と保障、修復的司法と犯罪予防にまつわる課題などが記載されている。このハンドブックは、被害者の視点に立った文書であり、被害者の権利に関する法律についての有用な実践例、国際協力・共助の主要な例、被害者を支援する人たちへの影響や、これらの人々の健康を維持する方法が語られている。

#### (3) 犯罪の被害者に対する影響（被害化）について

被害化とは、被害を受ける経験である。そして、被害とは、精神的、肉体的、金銭的損害の3つの側面で経験されるものであるが、この中でも特に精神的被害を重要視すべきである。

「被害化は、被害者自身への侵入である」というのは、数十年前から被害者学の世界で用いられ、現在でも有用な定義である。この定義にあるとおり、被害者は、犯罪により、肉体的、金銭的被害を

受けるだけでなく、その人格の核の部分に侵入され、もはや安全に生きていくことはできないと気づいて傷つくことになる。つまり、被害化は、我々がこれまで抱いてきた「守られている」という幻想を打ち碎いてしまうのである。そしてこの被害化が引き起こすクライシス（危機）は、これまで経験したことのない不安感、不安定感で危機管理機能がブロックされ、その重度が増していく。これに対して被害者が見せる反応は、情緒不安定、混乱、錯乱、驚愕、無力感、孤独感、不信感、そして、凍り付くような恐怖である。また、犯罪者や、その他の人々に対する怒りの感情が、自身の反応に対する恐れと羞恥から生まれ、さらに、誰かの責任を追求したいという気持ちも生まれる。その対象は、社会、家族、神、自分自身、刑事司法制度である。

我々は、被害者が、このような感情に加えて、復讐したいという願望を持つものだと考えがちである。しかし、被害者の全てが復讐したいと思っていると考えるのは誤りであり、被害者がもっとも求めるのは、保護であるということを認識すべきである。そして、被害者は、自らのニーズに対応してくれると考えている制度、つまり刑事司法制度に保護を求めるのである。しかし、このような被害者に対する、刑事司法の対応が、被害者に二次被害をもたらし、さらに、この二次被害が悪化し、羞恥、おそれ、無力感、孤立感、自尊心の欠如、脆弱感などをもたらすことがある。刑事司法に関わる組織自体が、被害者に二次被害をもたらすことを理解するだけではなく、その組織に所属し、刑事司法手続きを実施する個人が、結局は被害者に被害を与えていたりと自覚しなければならない。刑事司法に関わる人の決定そのものよりも、被害者の観点を考慮せずに行われる、その決定のスタイルが二次被害を生むのである。

#### (4) 被害者のニーズ

被害者のニーズが何かということは、よく語られる問題点であり、この答えは非常に複雑で難しいものである。ただ、被害者は、

彼らが受けた被害についての理解、そして、被害の修復、国家の保障、加害者による被害弁償を求めていいるというのは、簡単なことである。社会環境が二次被害について理解し、それをできるだけ避けようと努力することを被害者は求めている。被害者は、すでに起きてしまった被害を減らし、それがこれ以上増大しないようにしなければならないのである。

#### (5) 刑事司法のあらゆる段階で被害者が直面する問題

##### ア 捜査段階

日々犯罪と向き合う捜査関係者にとって、犯罪の処理は日常の業務であり、それぞれの犯罪被害者に対し、常に真摯に目を向けることは困難を伴う。しかし、犯罪は、被害者にとっては、日常に起きるべきことではなく、非常に特別な出来事であることを忘れてはならない。捜査関係者は、被害化の精神的側面を重要視し、被害者に対し、必要な情報を提供するとともに、その話を十分に聞いて、理解しなければならない。被害者の精神的側面を考慮する方策として、警察官が被害者の自宅に赴くときには私服を着用することや、パトカーを使用しないことなどが考えられ、また、事情聴取に際しては、特別な、リラックスできる空間を用意することも必要である。

そしてまた、捜査機関は、被害者の身元を保護する必要があり、報道発表で、被害者の氏名などを出さないということが重要である。しかし、国によっては、被害者の名前や住所の一部を出すことがあり驚かされる。これは二次被害の典型例であり、全く不必要なことである。

##### イ 公判段階

公判段階においても、被害者に対する配慮が必要であることは当然である。まず、裁判所において、被害者・証人専用の待合室が必要である。被害者にとって、被告人と同じ待合室を使用するというのは、大きなストレスである。被害者学会においては、

1980年からすでにその必要性が認識されていたが、ドイツにおいて初めての証人と被害者のための専用待合室が裁判所に設置されたのは、それから20年余を経過してからであった。このようなことは、法廷を主催する裁判官、検察官にとって、屈辱だととらえられていたのかもしれない。しかし、被害者にとって、裁判所は未知の世界であり、十分なエスコートが必要なのは当然である。裁判官、検察官も、被害者や証人にリラックスできる空間を与えることによって、彼らからより良い証言を得られるということを理解すべきである。

また、被害者の裁判への参加については、非常に重要な問題であると同時に、大きな議論がある。ここで覚えておかねばならないのは、被害者の多くは、裁判への参加自体にはそれほど興味を持っていないということである。当然ながら、被害者が望むのであれば、裁判に参加する可能性を残すべきであるが、その参加の態様については慎重な配慮が必要であろう。私は、裁判が被害者の報復の場になることは避けなければならないと考えている。

さらに、被害者への弁償、補償、検察官の起訴不起訴の判断に対する不服申し立ての制度、私人起訴などについても、十分な考慮が必要である。

##### ウ 矯正段階（仮釈放について）

仮釈放について、国連宣言は何も言及していないが、被害者がこれに対して何らかの意見を述べることができるか否かについて、様々な制度がありうる。しかし、私は、仮釈放というものは、犯罪者に関する将来の危険性の考慮に基づくものであり、被害者がこれに関する情報を持ち得ない以上、被害者が関わるべきではないと考えている。この仮釈放の手続きについては、被害者の意見聴取も行うべきではないであろう。被害者をこの手続きに取り入れるのは不必要であるばかりではなく逆効果である。

#### (6) 結論

我々は、刑事司法を通じ、被害者に二次被害を与えないように、様々な取組みをまだまだしなければならない。このような取組みには終わりがないのである。私は、被害者に不必要的苦しみを負わせるよりは、犯罪者を無罪放免にしたほうがまだましであると考える。被害者の不必要的苦悩のもとに得られた判決は、結局のところ、不当なものなのである。

#### 第4 終わりに

以上、紹介させていただいたとおり、3人の客員専門家は、被害者保護に関わる第一線の実務家、修復的司法の取組みに携わる研究者、被害者学研究者という、それぞれの立場から、非常に示唆に富む講義を行ってくださいました。

パン氏は、明快な語り口で、香港における様々な被害者保護・支援対策について紹介してくださったが、捜査官としての豊富なご経験と香港警察本部においてマネジメント業務にも従事されている同氏からの講義内容は、非常に実務的であり、すぐにでも各国参加者の参考となるものであったと思われる。また、香港において実際に運用されている各制度のいくつかは、我々、日本の刑事司法関係者にとっても、画期的と思われる取組みであり、被害者保護・支援対策のさらなる進展について考えさせられる契機となった。

また、ブライアン・スティールズ博士からは、今や、刑事司法を考える上で、国際的潮流であるともいるべき修復的司法の取組みについて、その最先端の議論を伺うことができた。同氏は、修復的司法に関する著名な研究者であるとともに、実際に多くの加害者・被害者と関わってられた実務家でもあり、ともすれば、抽象的、学問的となりがちな修復的司法につき、実際の運用という観点から分かりやすくご講義をいただいた。各国参加者も、修復的司法という考え方をどのように実践すればよいのかについて、具体的なイメージがつかめたのではないかと思われ

る。

そして、ゲルド・キリヒホップ博士からは、犯罪被害者の被る被害、被害化ということについて、被害者の視点に立ったご講義をいただいた。博士は、ご自身も、路上強盗の被害に遭われたご経験をお持ちであり、その際のご自身の感情や、その変化について、生々しく、しかし、被害者学に携わる研究者として、冷静かつ分析的に語っておられたのが印象的であった。博士のご講義においては、刑事司法関係者として耳の痛い部分もあり、これまでの被害者との関わりを痛切に反省させられた。博士がおっしゃるとおり、刑事司法関係者にとって、犯罪に対処することは日常業務の一環ではあるが、そこに巻き込まれた被害者にとっては、それが人生最大の危機であることやその苦悩に思いを到らせ、何が被害者にとって最善であるかを常に考えるべきであると改めて感じた次第であり、これは各国からの参加者も同様であったと思われる。

このような、海外客員専門家の講義は、各国からの参加者及び日本の刑事司法関係者にとって大いに参考となり、そこから得られた知見や情報は、本セミナーでの大きな成果のひとつであった。

最後に、この場をお借りして、本セミナーに関し、多大なご協力をいただいた国内専門家、見学先機関、海外・国内セミナー参加者及びその派遣組織、国際協力機構、アジア刑政財団等、関係者の皆様に、セミナー主任として、厚く感謝申し上げたい。

(国連アジア極東犯罪防止研修所教官)